

患者各位

当院では、地域の緊急患者の受け入れを行うために救急外来を行ってまいりました。時間外の「緊急性を要しない」「入院を必要としない」受診により、24時間の救急体制を維持することが難しくなって来ています。

今後も地域における救急体制を維持・継続していくため、「緊急性を要しない（いわゆる軽症の）患者さんの時間外受診」には、時間外選定療養費を徴収させて頂くことと致します。このことは、やむを得ない処置となりますので、皆さまのご理解をお願い申し上げます。

時間外選定療養費徴収金額	2,500円（税込）
開始日	平成28年6月1日（水）より
徴収対象時間（診察時間）	平日：17:00～翌日9:00 土曜：12:00以降 日曜・祝日及び病院休日（お盆休み、年末年始（12/31～1/3））：終日

【以下に該当する場合等は徴収対象外となります】

- ・受診後そのまま入院する場合
- ・当院で当日受診があり、症状増悪によって時間外に再受診する場合
- ・他院から救急外来受診のための紹介状を持参した場合
- ・当院医師から、緊急の必要性があるため救急外来を受診するよう指示された場合
- ・当院医師より注射・処置等のため救急外来を受診するよう指示された場合
- ・労働災害で急を要する処置が必要となった場合
- ・救急車で来院の場合
- ・生活保護法による医療扶助対象の方

なお、時間外選定療養費徴収に対しご不明な点がございましたら、平日の時間内（9：00～17：00）に医事課（0880-82-1151）までお問い合わせください。